

# 佐賀県時短要請協力金

佐賀県からの要請に応じて、令和3年1月21日（木）から2月7日（日）までの全ての期間に、営業時間の短縮を行った下記の要請対象施設を運営する事業者の皆様  
に「佐賀県時短要請協力金」を交付します。

**協力金申請には1月21日（木）から2月7日（日）までの全期間で営業時間の短縮が必要です。**

## 佐賀県からの要請

飲食店の皆様へ

営業時間の短縮をお願いします。

県内全域  
飲食店  
営業時間短縮

期間

令和3年1月21日（木）～2月7日（日）まで

- 営業時間は 5時～20時までの間
- 酒類の提供は 11時～19時までの間

対象

飲食店、喫茶店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店（宅配、テイクアウトのみ行っているところは対象外）

区域

佐賀県全域

協力金

1店舗あたり 72万円  
※全ての期間、時短要請に応じていただくことが必要です。

## 交付額

1店舗あたり72万円

## 申請受付期間

令和3年2月8日（月）から3月5日（金）まで

## 申請方法

電子申請又は郵送申請

※ 申請方法の詳細は決まり次第、佐賀県のホームページ等でお知らせします。

## 交付要件

- ① 佐賀県内において、夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている要請対象施設（店舗）を運営する事業者であること。
- ② 令和3年1月21日から2月7日までの全ての期間に、要請に応じていること。（※この期間、休業しても差し支えありません。）
- ③ 要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること。

## 必要書類

- ① 営業時間短縮の状況（変更前後の営業時間）がわかる書類の写し又は写真（店内に「営業時間短縮のお知らせ」（県ホームページにひな形を掲載）を掲示した写真、営業時間短縮を告知した自社ホームページや店頭ポスター、チラシ、SNSの写し等）
- ② 酒類の提供時間がわかる書類の写し又は写真（店内に「営業時間短縮のお知らせ」（県ホームページにひな形を掲載）を掲示した写真、酒類の提供時間を注意書きしたメニュー表の写し等）  
※酒類を提供する飲食店のみ
- ③ 確定申告書の写し（開業後間もないため、申告時期を迎えていない場合は、開業届又は法人設立届の写しと直近の経理帳簿の写し）
- ④ 営業に必要な許認可を全て取得していることがわかる書類（許可証の写し）
- ⑤ 届け出る施設（店舗）ごとの外観写真（店舗名や社名入り）
- ⑥ 本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等の写し）
- ⑦ 通帳の写し（口座名義人及び口座番号が確認できるもの）

※ 上記以外に必要と認める書類の提出を求めることがあります。

## お問い合わせ

■ 佐賀県産業労働部産業政策課

☎0952-25-7182（平日、土日祝 9時から17時まで）